

岐阜市食肉地方卸売市場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市食肉地方卸売市場で使用する高圧電気
- (2) 供給場所 岐阜市境川5丁目148番地
- (3) 供給建物 岐阜市食肉地方卸売市場
- (4) 業種及び用途 官公庁（と畜場および卸売市場）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
 - エ 非常用自家発電設備 なし
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 契約電力 600kW
 - イ 予定使用電力量等 別紙のとおり
- (3) 供給期間
令和4年8月の検針日から令和5年8月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
 - ウ 検針日 1日 午前0:00
- (5) 需給地点及び責任分界点
岐阜市食肉地方卸売市場の構内引込第1柱上開閉器
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市食肉地方卸売市場へ送付すること。(WEBによる対応は不可)

ウ 支払いは、納付書による入金のほか指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

岐阜電力株

(4) 現在の契約電力

600kW

(5) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(6) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(7) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用電力量等

供給年月	使用電力量 [kWh]			
	夜 間	昼 間	重負荷	合計
令和4年 8月	69,200	41,500	53,300	164,000
令和4年 9月	64,300	37,300	47,600	149,200
令和4年 10月	58,800	84,100		142,900
令和4年 11月	57,500	76,400		133,900
令和4年 12月	52,800	71,500		124,300
令和5年 1月	51,900	66,100		118,000
令和5年 2月	49,000	60,400		109,400
令和5年 3月	52,500	73,500		126,000
令和5年 4月	57,900	73,300		131,200
令和5年 5月	67,900	66,200		134,100
令和5年 6月	56,700	87,200		143,900
令和5年 7月	70,500	40,600	52,000	163,100
合計	709,000	778,100	152,900	1,640,000

※ 予定契約電力は、600kW とする。

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ 時間帯区分：重負荷時間とは夏季の10時から17時までの時間をいう。昼間時間とは8時から22時までの時間をいう。ただし重負荷時間を除く。夜間時間とは重負荷時間および昼間時間以外の時間をいう。休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用する。